

第2回 埼玉県水道広域化検討委員会 議事概要

■日 時 平成21年10月23日(金) 9:30~11:30

■場 所 知事公館中会議室

■出席者 滝沢智委員(委員長)、安藤陽委員、安藤茂委員、亀岡保夫委員
萩原淳司委員、大島県企業局水道業務課長(オブザーバー)

■議 事

- (1) 「県内水道のあるべき姿」の検討について
- (2) 「20年後の広域化形態」について
- (3) 「広域化組合せ(市町村)案」について
- (4) ブロック別「現状評価と事業運営の見通し」について

■配布資料

- 資料1 県内水道のあるべき姿の検討
資料2 20年後の広域化形態
資料3 広域化組合せ(市町村)案
- 3-1 ゆとりとチャンスの埼玉プラン 地域区分
 - 3-2 合併推進構想区域図
 - 3-3 消防広域化推進計画図
 - 3-4 二次保健医療圏
 - 3-5 全国の規模別有効率
 - 3-6 全国の有収水量1m³当たりの規模別費用
 - 3-7 全国の規模別固定資産効率
 - 3-8 全国の規模別固定資産回転率
 - 3-9 浄水場別供給区域
 - 3-10 県営水道送水管網図
 - 3-11 広域化組合せ案に対する事業者の意見
- 資料4 ブロック別現状評価と事業運営の見通し

■概 要

- (1) 「県内水道のあるべき姿」の検討について

【事務局から説明】

・「資料1 県内水道のあるべき姿の検討」について説明

【委員からの主な意見等】

○半世紀先を見据えて検討するとはどういったことか。

→県内には66水道事業者及び県営用水供給事業者があり、ただちに全体

を統合することは困難である。そのため、半世紀先の県内水道1本化を目標とし、5年、10年、20年後のあるべき姿を検討し、段階的に統合を目指すものである。

(2)「20年後の広域化形態」について

【事務局からの説明】

- ・「資料2 20年後の広域化形態」について説明

【委員からの主な意見等】

- おいしい水などの水質に対する課題について、本広域化検討の中でどのように対応していくこととしているのか。
→広域化により運営基盤の強化がなされれば、おいしい水を得るための設備投資などは可能と考える。また、県東部地区など地下水の水質悪化が問題となっているところでは、地下水と県営水道のバランスを考慮した施設の統廃合などを検討していきたい。
- 水源事故対応においても、広域化によるメリットを検討すべき。
- 残存率の高い石綿セメント管について、その布設替の早期解消と広域化との関係はどうなっているか。
→石綿セメント管の布設替えは、国庫補助金等を活用し、各事業者において取組んでいるところである。広域化を進めていく中では、事業体間の残存格差などが課題となるが、ある一定水準を設定することで対応していきたい。
- 水需要低迷を課題として掲げているが、一方で水源をもっと確保すべきという考えがあると聞いているがどのようなことか。
→県においては、急激な人口増加に対応するため、ダム参画等暫定的な水源開発に頼らざるを得なかった。そのため、水需要はゆるやかに減っていくものの、暫定部分が相当数あるため安定的な水源を確保していく必要がある。
- 20年後の広域化形態の「統合」とは、どのような意味か。
→20年後の「統合」は、経営統合を考えている。また、5年、10年において、新たな広域化である管理の一体化などソフト的な広域化方策を導入することを考えている。
- 経営統合は、各事業者の意向もあり柔軟な対応も必要。

○20年後の目標設定について、スピード感をもって、前倒しにはならないか。

→現時点において、66事業者すべてが理解を示している訳ではなく、また、それぞれ自治体の長の意向も大きく影響してくること。事務局としては、今後も広域化の必要性や効果を示し続け、理解が得られるよう努力していく。

○民間企業では他との競争もあり迅速な判断が求められる状況にある。判断のタイムフレームは、業種によって異なり、水道サービスなどの公的なサービスでは、安定的・継続的な供給も求められるため、両方の側面を考慮したタイムフレームの検討が必要。

また、当事者の意識が盛り上がった時が統合の時期であり、時期を逸しないような対応が必要。

○水道事業の公民連携についてはどのように考えているか。

→水道事業者はすでに管理業務などは委託化している場合が多い。広域化により、規模が大きくなればより公民連携も効果的になると考える。

○県域を超えた広域化の検討についてはどのように考えているか。

→現時点では、県域を超えた広域化検討は想定していない。今後、ある程度県内での広域化が実現化されれば、検討する必要もあると考える。

なお、東京都朝霞浄水場と県企業局との緊急時連絡管などすでに災害対応における広域化は実施している状況もある。

(3)「広域化組合せ（市町村）案」について

【事務局から説明】

- ・「資料3 広域化組合せ（市町村）案」について説明

【委員からの主な意見等】

○広域化検討における運営規模として、人口密度のみを根拠として50万人以上としているが、地域特性や県水受水率が高いことなど県の事情や経営の安定性などの視点も考慮した方がよい。

→ご意見を踏まえ、根拠の補強を行う。

○最低10万人以上が好ましいという表現は、全国どこでもと受け取られるので、表現方法を見直した方がよい

→ご意見を踏まえ、修正する。

○有効率の向上は、人口密度に影響するものなのか。

→有効率は、浄水場から各家庭に届くまでの間で漏水量が多いと、有効率は低くなる。よって、有効率を向上させるには、管路修繕など漏水量を減らすための努力が必要。

○コストをかければ有効率が向上することは理解できたが、どのレベルがコストバランス的に適切なのか？

→県では、石綿セメント管の布設替えや耐震化のための管路更新を行っており、その効果によっても有効率は向上するものと考ええる。

○料金格差についてどのように考えるか。

→料金格差をただちに解消することは困難と考えているが、20年後の広域化形態によりブロック内の料金格差は解消できるものと考ええる。

○広域化組合せ案については、各事業者の意向は反映したものとなっているのか。

→広域化協議会での意向は踏まえたものとなっている。

○垂直統合を進めるブロックの選定は、各事業者の意向によるものか。

→各事業者の意向もあるが、県営水道浄水場に近い場所であり、効率的な検討が可能と考えている。また、今回の3ブロックはモデル的な位置づけもあり、県営水道にとってもノウハウ蓄積の効果もある。

→県営水道の立場としては、垂直統合ブロックにおいて、リーダーシップ的な立場で取組むこととしているが、細かな課題もまだあるため、事業者の意向も踏まえながら進めていきたい。

○アンケート結果について、おおむね同意が多いが同意のレベルも様々であることが予想されるので、慎重に対応した方がよいと考える。

(4)「広域化組合せ（市町村）案」について

【事務局から説明】

・「資料4 ブロック別現状評価と事業運営の見通し」について説明

○収益的収支の赤字転換時期において、建設投資額等はどのような設定か。

→今後20年間で発生する更新需要及び耐震化の費用を見込んでいる。更新計画等がない事業者においては、過去の資産から耐用年数から勘案した更新需要を見込んでいる。

○水道事業においては、維持管理部門が重要な部分となると考えるが、広域化の中でどのように考えているか。

→今後の広域化方策の一つとして、浄水場維持管理の一体化について、その効果を検討・評価したいと考えている。

○今後10年間で退職する割合が県平均で41%と危機的な数字である。この退職する方の補充を各事業者において、どのように考えているか。

→具体的な把握はできていない。再雇用などを検討している話は聞いているが、次回の委員会までに各事業者を確認し回答する。

○OPIによる現状評価について、今後広域化方策を実施したことにより、どのように変化するかを示すことはできるのか。

→広域化方策の効果により数値化できる部分は、広域化方策後の変化を示すことは可能、その他は段階的な目標設定値等として提示することとしたい。

○内部留保金及び企業債残高における性質の違いを整理のうえ、評価することを検討いただきたい。

【委員長から】

○各委員から様々な意見があった。これらの意見を踏まえ、事務局において検討課題をよく整理すること。

→了解する。次回は段階的な目標設定と広域化方策の効果について審議いただく予定。

■連絡事項

・次回、第3回検討委員会は、12月下旬を予定しており、別途日程調整をお願いする。